

地域包括支援センターとは、高齢者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支援する総合相談窓口です。

早期に防ごう 高齢者虐待

平成18年4月より「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行され、虐待に気付いた人は、市に通報義務(または通報努力義務)があることが定められました。虐待を見つけた場合、早めに通報あるいは相談窓口にご相談することが事態の深刻化を防ぎます。また、そのためには高齢者虐待のサインに気が付くことがとても大切です。

～このようなことが高齢者虐待にあたります～

- ①身体的虐待……たたく、つねる、ベッドに縛り付ける、部屋に閉じ込める、リハビリの無理強い
- ②心理的虐待……怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視をするなど
- ③経済的虐待……日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、年金や預貯金を無断で使用する
- ④性的虐待………排泄の失敗に対する罰として下半身を裸にする、わいせつな行為を強要する
- ⑤介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)……脱水、栄養失調のままにする、おむつなどを放置、必要な医療、看護を受けさせない、室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる

▼ もし、虐待かな? と少しでも感じる事があれば、地域包括支援センターへご連絡ください ▼

ご相談は
こちら

牛久市地域包括支援センター

☎878-5050 FAX 871-0540

牛久市中央3-15-1市役所分庁舎内 牛久市社会福祉協議会

牛久市地域包括支援センター^{はくじえん}博慈園

☎871-5110 FAX 871-0606

牛久市女化町253-2 社会福祉法人博慈会



問 農業政策課
☎内線1513



**農薬は周囲に配慮し、
適正に使用しましょう!**

学校、公園、街路樹や住宅地に近接する農地において農薬を使用する際は、農薬の飛散による住民等への健康被害が生じないように、次の点を守りましょう。

☑ **事前周知をしましょう**

・農薬使用の目的、日時、農薬の種類、農薬使用者等の連絡先を周辺住民へ事前に周知しましょう。

☑ **飛散防止対策をしましょう**

・風向きに注意したり、風の強い時には散布をしないようにしましょう。
・飛散低減ノズルや、粒剤、樹幹注入等の飛散を防ぐ工夫をしましょう。

☑ **散布区域に人が入らないように
しましょう**

・通学時間帯を避けるなど、人のいない時間帯に散布しましょう。
・看板やコーン等で散布場所を明示しましょう。

☑ **農林水産省登録農薬を
使用し、ラベル記載の使
用方法を守りましょう**



詳しくは…
茨城県農業技術課
「農薬の適正使用に
関するお知らせ」